

議第 3 号

地域医療を守るための県立病院等への経営支援を求める意見書

上記の議案を別紙のとおり徳島県議会会議規則第 14 条第 1 項の規定により提出する。

令和 7 年 7 月 1 日

提 出 者 全 議 員

徳島県議会議長 須 見 一 仁 殿

地域医療を守るための県立病院等への経営支援を求める意見書

本県の県立3病院及び地方独立行政法人鳴門病院は、都市部からへき地に至る地域で、医療機関、介護施設等と連携し、地域に必要な医療を継続的に提供し、住民の生命と健康を守ることを使命としている。

救急、小児・周産期、感染症、がん治療等の高度医療や、山間へき地における身近な医療を展開するなど、不採算の医療も積極的に担い、その役割をしっかりと果たしている。

しかしながら、近年、電気・ガスをはじめとするエネルギー価格や医療材料費などで過去に例を見ない高騰に加え、働き方改革への対応や処遇改善による人件費の高騰で経費が急増する中、現在の診療報酬体系が十分に対応できておらず、医療機関は、非常に厳しい経営状況を強いられており、地域医療提供体制が崩壊の危機に瀕している。安全で良質な医療を提供するためには、本来、診療報酬で手当する仕組みが必要であることは明白である。

医師をはじめとする医療人材の確保・偏在問題、医療技術の急速な進展への対応などの地域医療提供体制の確保や財源確保等に係る課題は、地方自治体や医療機関の取組だけで改善することは困難であり、早急に、国の実効性ある施策が不可欠であるため、次の点について、適切な措置を講じるよう強く要望する。

- 1 物価高騰や賃金上昇、医療の高度化に即した恒常的対策として、診療報酬の見直しが必要であり、現場の実態を踏まえた大幅なプラス改定や物価スライドへの対応が可能となる新たな仕組みの導入を行うこと。
 - 2 令和6年度の診療報酬改定で、医療職種等の人件費アップが一部措置されたが、国の人事院勧告に沿って給与の引き上げを行った公立・公的病院では、支給額が当該措置を上回り、経営を圧迫するなど、病院経営の実態を反映していないことから、診療報酬の期中改定や補助金・交付金を含めた緊急的な措置を講じること。
 - 3 政策医療に対する地方交付税措置の充実に加え、病床割単価の増額や元利償還金に関する算定基準の改善など、地方財政措置を充実すること。
- 以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

令和 年 月 日

議 長 名

提出先
衆議院議長
参議院議長
内閣総理大臣
総務大臣
財務大臣
厚生労働大臣

協力要望先
県選出国會議員